

対象サービス	質問	回答
全般	<p><b>lifeの活用によるPDCAサイクルの推進について</b> 既に取り組んでいる事業所があればどのようにしているのか事例を案内して欲しいです。</p>	<p>LIFE関連加算を算定している他のサービス種別の取り組み事例は、以下のサイト内の「4 LIFE利活用に関する事例集」で確認ができます。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html</a></p>
全般	<p><b>運営規程等のホームページへの掲載について</b> 運営規程のほかに掲載するものとしてどのようなものがあるのかをご教授頂けたらと思います。</p>	<p>令和7年4月から全ての介護事業所において「事業所の運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を、原則としてWEBサイトに掲載することが義務づけられており、国通知により「介護サービス情報システム」において当該重要事項を公表することでも対応可能とされています。</p> <p>運営基準の「利用者又は入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」としては、事業所の理念や目的、運営体制のことを一通りまとめて掲載している運営規程や重要事項説明書の内容を掲載することが適当と考えられます。なお、「介護サービス情報システム」には、運営規程や重要事項説明書の電子ファイルをそのまま掲載する機能もありますので、是非ご利用いただきたいと思います。</p>
介護老人保健施設	<p><b>日常生活費の徴収について</b> 現在、入浴等に使用するタオル類については、本人の希望を確認した上で、施設側でタオル類を用意して支給し、当該費用を日用品費に含めて徴収、洗濯については家族にやっていただいています。これについて、個人所有タオルの管理に係る職員の負担と洗濯に係る家族の負担、衛生管理等の点から、タオル類について使用の都度クリーニング済みのものをレンタルすることとできないか検討しています。本人の希望を確認すれば、本人のタオル類の使用（レンタル）に関わる費用を日用品費に含めて徴収することは可能でしょうか。</p>	<p>入浴等の入所者の介護の提供に係る費用は、原則施設サービス費に含まれ、最低限必要な物品は施設側で用意すべきものと考えられます。ただし、国の通知によれば、「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。」とあることから、本人の希望を確認した上で、日用品費に含めて徴収することは可能であると考えられます。</p>
介護老人保険施設	<p><b>福祉サービス第三者評価について</b> 介護老人保健施設においても福祉サービス第三者評価の実施は必須ですか？</p>	<p>介護老人保健施設は、現状、福祉サービス第三者評価事業受審の対象施設ではありません。</p>